

平成21年9月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 局長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 6 号

9月14日（月）10時開議

日程第1	第70号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第2	第71号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第3	第72号議案	武雄市国土利用計画について（質疑・武雄市国土利用計画審査特別委員会設置付託）
日程第4	第73号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第5	第74号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第6	第75号議案	平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第7	第76号議案	平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第8	第77号議案	平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第9	第78号議案	平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第10	第79号議案	平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）（質疑・総務常任委員会付託）
日程第11	第80号議案	平成20年度武雄市病院事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会設置付託）
日程第12	第81号議案	平成20年度武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第13	第82号議案	平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第14	第83号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第15	第84号議案	平成20年度武雄市一般会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託）
日程第16	第85号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について

		(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第17	第86号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第18	第87号議案	平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第19	第88号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第20	第89号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第21	第90号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第22	第91号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第23	第92号議案	平成20年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第24	第93号議案	平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第25	報告第8号	平成20年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について(質疑)
日程第26	報告第9号	平成20年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について(質疑)
日程第27	請願第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願(趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)
日程第28	請願第4号	「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願(趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第83号議案から第93号議案までの11議案と報告第8号から第9号までの2件並びに請願1件を追加上程いたします。

議事日程に基づき議事を進めます。

これより議案審議を開始いたします。

日程第1 第70号議案

日程第1. 第70号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

おはようございます。第70号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、第171回通常国会において可決・成立、3月31日をもって法律第9号として公布、4月1日施行となりました。その中で、4月1日から適用するものについては専決処分させていただき、5月29日の臨時議会で承認をいただいております。

今回は、同法律の公布に係るもので平成22年1月以降施行予定分について、市税条例の改正をお願いいたしております。

また、固定資産税率につきましては、平成22年度から税率を改正するお願いをしております。

それでは、改正の概要を説明させていただきますが、改正項目が多く、また、地方税の改正に伴う条文の整理もございますので、主な改正について説明させていただきます。

議案参考資料、新旧対照条文の2ページをごらんください。

まず、第62条につきましては固定資産税率に関する改正でございます。固定資産税率につきましては、合併協議会の決定に基づき、3年間不均一課税を行い、本年度100分の1.55に統一いたしました。最近の厳しい経済状況もあり、市民や企業の税負担を少しでも軽減するため、平成22年度から100分の1.48に引き下げる内容でございます。

続いて、附則第7条の3、第7条の3の2につきましては、個人住民税における新たな住宅ローン特別控除の創設により、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する制度の導入に関する内容の改正でございます。

次に、7ページをごらんください。

附則第17条につきましては、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設に関する改正でございます。

12ページの附則第20条の2につきましては、先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び差金等決済をした場合における雑所得等を加える内容の改正でございます。

次に、附則でございますが、議案書の3ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条では固定資産税に関する経過措置、第3条で

は市民税に関する経過措置を設けております。

以上で第70号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第71号議案

日程第2. 第71号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、第71号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

新旧対照表の16ページからをごらんいただきたいと思います。

改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴う所要の改正でございます。

今回の改正は、まず、附則第9項に上場株式に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を加えるものでありますが、上場株式等に係る配当所得については申告分離課税制度が設けられることに伴い、当該所得についても他の分離課税に係る所得と同様の取り扱いをするものであります。

次に、附則第10項中、第35条の2第1項を加えることにつきましては、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設に伴うものでありまして、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除する特別控除の創設によるものであります。

また、附則第13項に上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を加えるものでございますが、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、申告分離課税を選択した場合は配当所得から控除できるとするものであります。

次に、第16項、先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例では、平成22年1月1日以後に行われるカバードワラントと言われる金融商品を譲渡した場合における譲渡所得につきましても、他の先物取引に係る雑所得の課税と同じく、20%分離課税とする改正

であります。

なお、税法改正に伴う条項の整備と附則第9項及び第13項の追加に伴う附則の整備をいたしております。

次に、附則であります。施行につきましては平成22年1月1日からといたしておりますが、附則第9項及び附則第10項の改正規定は平成22年4月1日から、附則14項の改正規定は平成23年1月1日から施行することといたしております。

また、経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第72号議案

日程第3 第72号議案 武雄市国土利用計画についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部理事

○角政策部理事〔登壇〕

おはようございます。第72号議案 武雄市国土利用計画について、補足説明を申し上げます。

別紙資料、武雄市国土利用計画及び参考資料をごらんください。

本議案は、本市の土地利用の基本方向を定める計画であり、国土利用計画法第8条の規定に基づき策定するものでございます。

国土利用計画には全国計画、都道府県計画及び市町村計画がございまして、全国計画及び佐賀県計画につきましては平成20年に改定されております。

本市の計画の策定に当たりましては、合併後の本市の特性と土地利用動向に配慮するとともに、少子・高齢化社会への対応、多様化する市民の要請、環境対策など新たな観点に立ちながら、地域の特性を生かした効率的土地利用を目標とした計画といたしております。

計画の基本方針といたしましては、開発などの都市的土地利用と環境保全などの自然的土地利用のバランスを考え、総合的、計画的に土地利用を進めることといたしております。

本市の人口は、実績値や出生率などにより推計いたしますと、今後も減少傾向が続くものと思われ。しかしながら、企業誘致などの若年層が定住できる環境の整備を進めることにより、人口減少に歯どめがかかるよう取り組んでいきます。開発などが必要となる地域が

出てまいります。これらの整備につきましては、農村環境や自然環境に配慮しながら取り組むことといたしております。

計画書では、農用地、森林、道路、宅地など利用目的別に方向を定めております。本市の事業計画や開発を人口対策などを勘案し定めており、宅地化につきましては、既存宅地を有効利用しながら、市街地における介在農地や周辺部を利用し進めていくものといたしております。

また、工業用地等の整備によっても宅地化が進み、農用地が若干減少し、宅地がふえるものと考えております。

また、武雄市を5つの地域に分け、それぞれの地域の現状を把握しながら、今後の土地利用の取り組みについて定めております。

その中で、市街地の整備や自然環境の保全、農村環境の保全や企業誘致に伴う宅地化など、それぞれの地域における方向性を記載いたしております。

最後に、これらの計画を達成するために必要な措置を定めております。

以上で第72号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、議長を除く全議員をもって構成する武雄市国土利用計画審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議長を除く全議員をもって構成する武雄市国土利用計画審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

日程第4 第73号議案

日程第4. 第73号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第73号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ17億5,315万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ211億7,087万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書(9)ページをごらんください。

2款．総務費、1項．総務管理費、4目．財産管理費では、新病院の建設予定地である武雄市土地開発基金保有地を買い戻す経費をお願いしております。

(10) ページをごらんください。

3款．民生費、1項．社会福祉費、3目．老人福祉費では、武雄市デイサービスセンター山内の一部を改修し、より多くの高齢者が利用できる山内老人福祉センターの整備に要する経費と、特別養護老人ホーム多床室解消のための施設整備や小規模福祉施設におけるスプリンクラー整備に対する補助金などをお願いいたしております。

(11) ページをごらんください。

3款．民生費、2項．児童福祉費、6目．子育て応援特別手当支給事業費では、国の経済危機対策として拡充された子育て応援手当の支給に要する経費をお願いしております。この子育て応援手当は、小学校就学前3年間に属する子どもを対象に1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。

(12) ページをごらんください。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費では、少子化対策として、不妊治療を行っている夫婦の不妊治療に要した費用の一部を助成する経費をお願いしております。

3目．健康増進費では、子宮がん、乳がんの受診率の向上を図るため、特定の年齢に達した女性の方に対して検診無料クーポン及び検診手帳の配布に要する経費をお願いしております。

(13) ページの5款．労働費、1項．労働諸費、2目．雇用対策費では、要援護者が浸水等の被害を受けられた場合の対応策を確実なものにするため、被害時の対応状況、今後の対応に関する希望等の調査、家庭におけるふだんの生活場所等の調査、登録に要する経費をお願いしております。そのほか、「武雄の四季情報」で紹介している観光資源の枝打ちや剪定など整備に要する経費などをお願いしております。

(14) ページの6款．農林業費、2項．林業費、2目．森林整備費では、国の経済対策による森林環境整備事業補助金を活用し、山間地域の振興を図るため、荒廃している林道の舗装等の整備に要する経費をお願いしております。

(15) ページの7款．商工費、1項．商工費、3目．観光費では、観光施設として「佐賀のがばいばあちゃん」淀姫神社オープンロケセットを維持し、観光客誘致対策に活用するため、ロケセットの移設等に対する補助金をお願いしております。

6目．元気再生事業費では、レモングラスやイノシシ肉を特産品として定着させ、観光、農業振興への活用により経済の活性化を図るため、生産、加工、販売の一体化による特産品化や、レモングラスを使った釉薬の開発、都市部への集中的PRによる販路開拓などに要す

る経費をお願いしております。

(17) ページの 8 款. 土木費、2 項. 道路橋梁費、4 目. 一般道路整備事業費では、武雄東部の開発に伴い、小楠花島線などを基幹市道として位置づけ、新設される病院等への利便性向上と安全確保を図るため、改良工事などに要する経費をお願いしております。

(19) ページの 10 款. 教育費、3 項. 小学校費、2 目. 教育振興費及び(20) ページの 4 項. 中学校費では、市内の小・中学校への電子黒板及びプロジェクターの購入に要する経費と、寄附に伴う図書購入費をお願いしております。

(21) ページの 11 款. 災害復旧費、1 項. 農林施設災害復旧費及び 2 項. 土木施設災害復旧費では、本年 6 月 29 日から 7 月 1 日の梅雨前線豪雨で被災した農地農業用施設、公共土木施設などの災害の復旧を行うことにしております。

(22) ページの 13 款. 諸支出金、1 項. 公営企業費では、民間移譲に伴う病院事業会計廃止に伴う企業債繰り上げ償還及び除却処分費用にかかわる繰り出す経費をお願いしております。これは、公立病院の再編等に伴い、不要となる病棟施設の除却等に要する経費に充てるため、一般会計から繰り出しを行うことにより、特別交付税措置の対象とするためにお願いするものです。

以上で歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担金 146 万 6,000 円、国庫支出金 1 億 7,059 万 8,000 円、県支出金 1 億 2,688 万円、財産収入 1 億 1,490 万円、寄附金 10 万円、繰入金 6 億 890 万 1,000 円、繰越金 5 億 7,266 万 7,000 円、諸収入 84 万 3,000 円、市債 1 億 5,680 万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。22 番平野議員

○22 番（平野邦夫君）〔登壇〕

最初に、総務管理費、4 目の財産管理費ですけれども、(9) ページですね。5,500 万円の土地開発基金保有地買い戻しということで、新しい病院建設に関連した予算ですね。平米単価で見ますと 2 万 3,200 円、反当たり 2,296 万 8,000 円になるわけですけれども、この新しい病院建設用地に併設しているんでしょうけれども、これは買い戻した後、武雄市民病院の特別措置に関する条例とのかかわりで、どういう目的で、どういうふうに分けられていくのか、そこを説明していただきたいと思います。

もう一つは、(11) ページの住宅手当緊急措置事業、民生費、1 目の生活保護費に関する予算ですけれども、いわば失業された人、ハローワークとの連絡をとり合いながら、住宅手当 220 万円ですね。13 人分の 2 万 8,200 円ということですけど、これは生活保護の住宅扶助、3 級地の 2 で計算しますと 2 万 8,200 円ですね。13 人分の 6 カ月ですから 220 万円という予算計上で、これは国・県支出金で、市の持ち出しはないですね。2 万 8,200 円でどの程度、家族

持ちの場合ですね、民間の住宅で探せるのかと。なかなか難しい。住宅扶助の3級地の2、この基準そのものが低いわけですがけれども、しかし、それは事情によっては武雄市独自で上乘せすることも可能なんだろうけれども、この2万8,200円でどの程度探せるのかというのが1つあります。まちの中でワンルームマンションで2万8,000円から約3万円はしますからね、3万四、五千円は。

それともう1つ、半年間であったとしても、住宅、アパートを借りるときに敷金等が発生しますよね。これはどういうふうに措置されていくのか。武雄市として新たに、実際にそういう例が出てきたときに、財源措置されていくのかということなどを聞いておきたいというふうに思います。

まず、2点答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

私のほうから、開発基金について御答弁させていただきます。

この開発基金で持っています土地が、今回の新病院の建設に伴いまして、あと病院に関する教育施設等の計画があるようでございます。この開発基金につきましても、売り渡しをするようなこととなりますと、一たん市で買い戻しをしておく必要があるという規定になっております。そういう関係で、今回、買い戻しをしまして、あと、この病院等の関係につきましても、今後の協議になろうかというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

この事業はセーフティーネット事業ということで、生活保護とは別になっております。今言われましたように、離職されて2年、そして、生活保護の住宅基準の手当を2万8,200円。この13人といいますのは、国の示された基準の数式で答えを出しているところでございます。敷金、礼金等についてはあっておりません。

それから、職安に常に届けて就職活動をされている方に限られております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

生活保護とは別ですがけれども、予算は生活保護関連で上げていますよね。いわゆる1目で上げてあるわけでしょう。

もう1つ聞いたのは、2万8,200円で現実借りられるのかと。市営住宅がそれだけあいていれば、それは可能ですけれども、民間の場合はなかなか難しい面がありますね。それをど

ういうふうにされているのかということです。

もう1つ、土地開発基金のことで聞きましたけれども、武雄市民病院の特別措置に関する条例との関係はどうかと。これは、一たん買い戻した後に、借地でいくのか、売却するのかというのは今後の検討課題であって、今、方向は定かではないということですね。はい。

もう1つ、これは(17)ページの区画整理地区仮換地指定分用地購入費8,044万4,000円が補正として計上されておりますけれども、これは説明のときに、武雄駅の北側というふうに説明を受けているんですけれども、広さとか、あるいは開発公社から買い戻す場合の簿価というのはどうなっているのかと。仮換地指定して、どの程度の広さなのか。そこに、移転しなきゃいかん人たちが行くこともあり得ますよね。そうすると、佐世保線高架事業のときに、清本跡地を開発公社から買い戻して、そして移転希望者がそこに入ると。そのときの簿価と売却というのが、移転補償費というのか、土地の価格からいいますと十数万円の差があって、簿価のほうがたしか坪当たり3万3,000円やったかな、よく覚えていませんけど、それでなかなか入りにくいということがありますので、開発公社から買い戻すときの簿価というのは出ているはずですから、それを示していただきたい。

以上、答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

武雄市は、生活保護の基準で3の2という級地で行っているところがございます。今度もこの適用ということで、我々も生活保護者の方の住宅につきましては、この2万8,200円で大体、市内でも家を見つけております。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

区画整理地区内の開発公社の土地につきましては、簿価で買い戻す予定でございます。今現在計上しているのが簿価でございます。

〔22番「面積は」〕

面積の合計は864.25平米、仮換地面積で864.25平米、登記簿面積で1,003平米でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

(4)ページの地域活力基盤創造交付金と元気再生事業委託金、その具体的な内容と、なぜこの金額なのか、ちょっと説明いただきたい。

それからもう1点は、労働費（「ページ」と呼ぶ者あり）ページは(13)ページ、観光地景観整備事業委託料の内容について、詳しく御説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

まず私のほうから、労働費にございます観光地景観整備事業の内容でございますが、武雄市にはいろんな観光地がございます。そういうことで、ふだんなかなか管理が行き届いていないということで、特に観光客が多いところについて整備を行うということでございます。

整備の箇所の想定については、山内町の乳待坊公園、これについては憩の広場周辺等の道路に覆いかさばっている樹木等の枝打ち等をしたと。それから、保養村でございますが、特に蛭池周辺の散策道路の整備、それから山岳遊歩道の整備、そこらについてを考えています。それから、桜山でございますが、ここもなかなか手入れが行き届いていないということで、桜山の山頂を回遊する道路を覆う木々の枝打ち等を考えています。それから、2月、3月に特に観光客が多い御船山の下にあります梅林ですね。梅林の梅の木の剪定がなかなか行き届いていないということで、これについてやりたいと。そのほかには、武雄の大楠、あるいは文化会館の庭園、そこら辺の周辺の竹木等の整備及び間伐をやりたいということで考えています。これについては、ふるさと雇用再生でございまして、民間の企業のほうに委託をしたいというふうに考えます。

それから、採用関係でございますが、全体の労働者数が18名で、そのうち新規が15名ということで考えています。（393ページで訂正）

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

地域活力基盤創造交付金、これにつきまして、主要道路で西川登町のほうにあります長谷小田志線と、武雄高橋線、これは朝日小学校から栗原住宅のほうに行く道でございます。この2本の道路を整備する予定でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私がお尋ねしたのは、今、詳細御説明いただきましたけれども、どこにどう使うかということだけじゃないわけですよ。今度支出される分だけじゃなくて、ほかに使い道がないかということを前提としてお尋ねしているわけです。そういう意味ですから。

今お尋ねした内容については、一応今度のことについては説明してありますけれども、例

えば、国が支出するその項目のいわゆる予算というのは、そういうことの部分だけじゃなくて、ほかに活用する方法がないのかどうか、限定されているのかどうか、そこらをちょっとお聞きしたいというのがあったわけです。その点についてお答えいただきたいと思います。

活用の仕方では、ほかに活用できるのがあるかわからんなという気がするものですから、その点を。せっかくなら、いろんな活用があるんじゃないかという気がしましたので、お尋ねします。

できないなら、できないでいいですよ。元気再生事業なんていうのも、表現の仕方ではどんな方法でもあるんじゃないかという気がするんですよ。そこらについて一応説明をしてほしいと思います。

それから、もう1点は——項目が違えば、3回は6回でもいいわけですかね。1人で3回ですか。

○議長（杉原豊喜君）

今、ちょっと言葉がはっきりしませんでしたので、もう一回。

○30番（谷口攝久君）（続）

言葉がはっきりしませんが、いいです。お尋ねしておきます、一緒に。

病院事業会計への繰出金の内容は一応御説明いただいておりますけれども、これは繰出金そのものが、今までであるとか、今後の予定とかというのを含めて説明してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

元気再生事業については、私からお答えをいたします。

質問の御趣旨が明確じゃなかったですので、ちょっと誤りがあつたら、また後で教えていただきたいんですけども、この内閣府内閣官房の元気再生事業については、あくまでもレモングラスと武雄の焼き物等の関連でありまして、これは認定事業でありますので、これ以外に何かを使うということは制度上許されておられません。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

病院事業への繰り出しでございますけれども、今回、22年1月繰り上げをしたいということで、全体が10億8,802万4,000円ございます。その中から土地・建物の売却代3億9,325万円、これを差し引いた6億7,151万1,000円を一般会計から病院会計のほうに繰り出しをして、繰り上げ償還をするという手続になります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の市長の答弁でお聞きしましたから、わかりました。

私が思ったのは、そういうふうになら、あるいは内閣府にしても、いわゆる地域を再生する、活気づかせるためにいろんな補助金なり、それから企画をした中で、武雄市はいち早くそういう取り組みをして、提言をして予算をとってもらったわけですから、これは討論の場所じゃないですから、別にそれをいろいろするわけではないですけども、それはいいことだと思いますし、そういうふうなものがあったとき、例えば、補助金とか、あるいはそういう交付金、交付金という表現は活用しにくいでしょうけれども、いろんな補助事業なんかある場合に、今、市長がいち早く取り組まれたようなレモングラスとか、そういったようなものに対する取り組みにしたのと同じようなことが、ほかの事業でもいっぱいしていただきたいものがある気がするわけですよ。これは、この場合はこれでいいんですよ、私はあえて言いませんけれども。

そういうときに、こういう補助金があるんだと、こういう活用方法があるんだということをも市民の人にも、この際、きちっと議会にも、いろんなことがいっぱいあるはずですから、何百とあると思いますけどもね。それを表にしてでも出してもらおうような方法もあるんじゃないかろうかと。そうすると、いろんな取り組みの中で活用できる方法があるような気がいたしますけれどもね。その点について考えがあれば、この機会に話してほしいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御指摘の趣旨がよくわかりませんが、基本的に補助金というのは、私どもが国、県に要望して、それで認定をされるということにもう尽きる。

それともう1つが、私たちが、特に申し上げておりませんけれども、6月の、例えば緊急対策事業費のように枠を決めて、そこであとは使ってもいいよということでもありますので、これこそがまさに議会で議論すべき話であり、私としては、これは議事録にも載りますし、あとは予算ということで記者会見をいたします。トピックになるものは新聞に載りますので、特に表に示すということは毛頭考えておりません。

○議長（杉原豊喜君）

先ほどの30番谷口議員の質問の中で、雇用者数の人数の訂正をと営業部長より申し出がっておりますので、これを許可いたしたいと思います。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほど、観光地景観整備事業の中で雇用者の数を申し上げました。これは21年度から23年度までの全体の計画でございまして、21年度につきましては全体で4名で、そのうちに作業

員が3名ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

26番川原議員

○26番（川原千秋君）〔登壇〕

一般質問で乳がん関係の質問をいたしましたので、(12)ページの衛生費、健康増進費の中の女性特有のがん検診推進事業、これについて少しお伺いをしたいと思います。

まず、この事業が平成21年度単年度だけの事業なのか。と申しますのは、検診対象者が子宮がんだったら20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がんが40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とあるんですね。このように5年間隔で対象者が限定されているわけでございます。だから、少なくとも、やるなら5年間実施しないと不平等になるかなど。その点がございましたので、単年度、この21年度だけの事業なのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

これにつきましては、今のところ単年度という形で伺っております。

○議長（杉原豊喜君）

26番川原議員

○26番（川原千秋君）〔登壇〕

これは国の事業ですから、なかなかわからないと思いますが、そのあたりは別に国のほうからは全然ないんですかね。単年度で、もう今回だけで終わりということなんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

ことし限りということで、今のところ伺っております。

○議長（杉原豊喜君）

26番川原議員

○26番（川原千秋君）〔登壇〕

わかりました。

そしたら、今、市のほうで乳がんとか子宮がんですね、2年に1回の隔年検診なんですけど、これをやっておりますけど、今回の国の事業と本市でやっている乳がん、子宮がんの事業ですね、それとの整合性といいますか、そのあたりはどのように今考えてあるか、お伺いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

この事業は、女性特有のがんということで、一応年齢を制限されておりますけれども、市のほうはほかにまた子宮がん、乳がんしておりますので、一般質問のときに申し上げましたように、土曜、日曜検診いたしますので、その辺で受診していただければいいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

(18)ページの鉄道高架事業費の40万円の記念式典の内容について、あるいは負担金の内容について御説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

去年の2月やったですかね、暫定開通のときと同様に、ことし12月5日、6日を開通記念式典として今計画しています。そのうちの5日に知事、それからJRの社長、うちの市長、3者寄ってもらって記念式典をします。そのときの経費に40万円ということで計上しております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

そのときの費用の割合、総額幾らで、県とかJRとか、そういうのはわかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

市で40万円、それから、高架期成会のほうから40万円出してもらって、80万円で今やろうという計画をしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第5 第74号議案

日程第5. 第74号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議

題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第74号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書（第2回）の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ977万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ57億8,097万9,000円とするものであります。

それでは、平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算説明書より説明させていただきます。

まず、歳出より説明いたします。

(4)ページをお開きください。

5款1目．老人保健医療費拠出金では、平成19年度分精算に伴う拠出金の追加913万5,000円をお願いいたしております。

8款．保健事業費、1目．保健普及費では、ドック等の案内通知郵送料として13万6,000円をお願いいたしております。

この歳入といたしまして、(3)ページをお願いします。

3款．国庫支出金、1目．療養給付費等負担金では781万円を、6款．県支出金、2項．県補助金、1目．県財政調整交付金146万1,000円を見込んでおります。

次に、(4)ページを再度お願いいたします。

11款．諸支出金、5目．償還金では、20年度の特定健診の精算に伴い、国・県負担金で返還金が生じたので、181万8,000円を計上しております。

(5)ページをお願いいたします。

なお、その国、県への負担金の返還金の財源としては、予備費からお願いをいたしております。

6目．高額療養費特別支給金50万円をお願いいたしております。

なお、その財源としては、歳入、(3)ページの3款．国庫支出金、1目．財政調整交付金で50万円を充てることといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第75号議案

日程第6. 第75号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第75号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算書1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ314万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,699万7,000円とするものであります。

(4)ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3款. 諸支出金、1目. 償還金では、20年度の精算により、老人保健交付金医療費返還金及び事務費に返還金314万4,000円が生じたので、お願いをいたしております。

この歳入といたしまして、(3)ページ、2款. 国庫支出金、1目. 医療費負担金、2節. 過年度分として314万4,000円を計上いたしております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第76号議案

日程第7. 第76号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第76号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算書1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,558万3,000円とするものであります。

平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書(4)ページをお願いします。

歳出より御説明いたします。

1 款. 総務費、1 目. 徴収費では、納付書及び封筒の印刷製本費として12万6,000円をお願いしております。

なお、この歳入につきましては、(3)ページをお願いします。

3 款. 繰入金、1 項. 事務費繰入金12万6,000円を見込んでおります。

次に、(4)ページを再度お願いします。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金では平成20年度精算金115万7,000円を、また、3 款. 諸支出金、1 項. 償還金及び還付加算金、1 目. 保険料還付金では20年度精算により還付金及び還付加算金100万7,000円を、(5)ページでは、4 款. 予備費を36万8,000円お願いいたしております。

これらの歳入といたしまして、(3)ページをお願いします。

4 款. 繰越金で、前年度繰越金248万3,000円と 5 款. 諸収入で還付加算金 4 万9,000円を見込んでおります。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 第77号議案

日程第 8. 第77号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第77号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を 2 億7,665万円追加し、歳入歳出それぞれ145億1,731万1,000円といたしております。

今回の補正でございますが、年内に開設予定の 2 カ所のサテライトに係る経費と、本年 2 月に600勝を達成されました日本競輪選手会佐賀県支部の西村康博選手からの寄附金を計上しております。

まず、サテライト三股でございますが、サテライト宮崎、サテライト門川に設置されております株式会社サテライト宮崎が設置会社であり、本年 3 月に設置許可を取得し、都城市に隣接する宮崎県三股町での開設に向けた準備が進められております。それから、サテライト

鹿児島でございますが、サテライトみぞべ、サテライトきもつきを設置されている株式会社九州みぞべ興産が設置会社であり、現在の天文館サービスセンターを移設し、同地区内に新たに開設する施設でありまして、本年8月に設置許可を取得し、開設に向けた準備を進めております。いずれも年内の開設を目指し、現在、準備を進めております。

予算書の4ページ、第2表 債務負担行為でございますが、両サテライトの開設に伴う投票用機器等のリース料の債務負担をお願いしております。

予算説明書の(3)ページの歳入、(4)ページの歳出につきましては、両サテライト開設に伴う車券発売金並びに開催経費をお願いしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第78号議案

日程第9. 第78号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

第78号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に3億円を追加し、補正後の総額を8億3,030万円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

予算説明書の(4)ページをお開きください。

1款1項1目. 新工業団地整備事業費、11節. 需用費では、用地立ち木補償の契約に伴う収入印紙代32万5,000円を、12節. 役務費では、工業団地開発に係る申請手数料87万円を、15節. 工事請負費は、隣接する農業ため池を埋め立てるための防災工事や進入路などを行うための費用として3億3,370万5,000円を新たに計上し、13節. 委託料では、実施設計及び立ち木調査などの委託業務の入札減などにより3,490万円の減額補正をお願いしております。

この財源といたしましては、4ページの第2表で地方債の補正をお願いしているところでございます。

以上で補足説明について終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申

上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第79号議案

日程第10. 第79号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第79号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、来年2月1日に迫った市民病院の民間移譲に伴い、企業債の繰り上げ償還に係る経費を計上いたしております。

民間への移譲移転における企業債の未償還元金につきましては、これまで土地・建物の売却額を差し引いた残りを借換債償還時に後年度に措置される交付税を充てたいと考えておりましたが、借りかえを行わず一般会計から繰り入れた場合、本年度の特別交付税に約1億500万円が措置される見込みになりましたので、今回、一般会計からの繰入金により繰り上げ償還を行うこととして予算を計上したものであります。

また、土地・建物等売買契約の際、建物解体費用相当額として差し引いた8,400万円につきましても、一般会計から繰り入れることによって特別交付税に4,200万円が措置される見込みとなりましたので、あわせて一般会計から繰り入れるものであります。

それでは、補正予算書に従って御説明いたします。

補正予算書の6ページをごらんください。

資本的支出から御説明いたします。

企業債元金償還金として10億4,749万2,000円を計上いたしております。実は来年度1月末に必要な繰り上げ償還金は10億8,802万4,000円ですが、このうち4,053万2,000円につきましては、21年度の3月償還金として当初予算に計上いたしておりましたので、これを差し引いた額を今回計上したものであります。

次に、資本的収入では、一般会計負担金として繰り上げ償還に必要な額から建物解体費用相当額を控除する前の土地・建物代金を差し引いた残りの6億1,077万4,000円が必要になりますが、既決予算2,326万3,000円を差し引き、5億8,751万1,000円を計上いたしております。

また、先ほど申しあげましたとおり、除却処分費用負担金として8,400万円を計上いたし

ております。

この結果、企業債の精算経費として一般会計が6億9,477万4,000円を負担することになりますが、本年度の交付税措置及び次年度以降平成27年度までの交付税措置額が約7億2,300万円見込まれ、これをもって相殺したいと考えております。

以上で第79号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第80号議案

日程第11. 第80号議案 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第80号議案 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

それでは、平成20年度の病院事業の概要について申し上げます。

決算書12ページをごらんください。

御承知のとおり、武雄市民病院にとって平成20年度は激動の1年でありました。4月には救急医療を休止せざるを得ない状況となり、入院患者及び外来患者ともに激減し、当時は年間6億円から7億円の単年度赤字も覚悟しなければならない状況でありました。

このような中、市議会7月臨時会におきまして市民病院の移譲先を議決いただき、8月11日からは移譲先からの医師等の派遣のもと救急医療を再開し、10月からはICU、ことし1月からは回復期リハビリ病棟をそれぞれ稼働いたし、収支も徐々に改善するとともに、地域医療を担う中核病院として良質な医療の提供に努めてきました。

その結果、平成20年度の損益は、3ページに記載いたしておりますが、当年度純損失が3億9,369万6,050円となったことを御報告いたします。

以上、簡単ではありますが、第80号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、14人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、2番浦議員、4番松尾陽輔議員、6番宮本議員、7番古川議員、10番吉川議員、11番山崎議員、16番樋渡議員、18番大渡議員、19番山口昌宏議員、20番松尾初秋議員、23番江原議員、25番牟田議員、29番黒岩議員、30番谷口議員の以上14名を特別委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第12～第13 第81号議案～第82号議案

日程第12. 第81号議案 平成20年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第13. 第82号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第81号議案 平成20年度武雄市水道事業会計決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、水道事業の概要について申し上げます。

資料8ページから事業報告書を掲載しておりますが、水道使用料につきましては、市全体として約13%の引き下げを平成20年5月分から実施しました。

事業全体像でございますが、14ページ、下段をごらんいただきたいと思っております。

水道料金を13%引き下げたこともございまして、供給単価が251円56銭、前年度から約35円低くなりました。一方、給水原価につきましては286円48銭で、前年度より約18円低くなりました。その結果、依然として給水原価が供給原価を上回っているという状況が続いているところでございます。

それでは、決算書に戻り説明をいたします。

1 ページ、決算報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支におきましては、収入が13億8,391万3,256円、支出が13億1,108万7,964円となりました。

2 ページの資本的収支につきましては、収支差し引き16億8,930万8,133円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金並びに当年度消費税等で補てんいたしたところでございます。

3 ページ、損益計算書につきましては、営業利益が8,538万9,322円となり、経常利益は8,554万4,995円で、純利益が7,076万6,010円になったところでございます。

今後も事務の効率化、経費の削減を図るなど経営改革に積極的に取り組み、健全経営に努めていく所存でございます。

以上、平成20年度武雄市水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第82号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について御説明いたします。

7 ページ、事業概要でございますが、給水事業所は3社となっております。契約水量につきましては、前年度末より70立方メートル増加いたしまして、1日当たり430立方メートルの契約となっております。

次に、1 ページ、収益的収支におきましては、収入が7,020万1,345円、支出が5,839万9,655円となりました。

3 ページの損益計算書につきましては、営業収益1,320万1,345円、営業費用3,957万1,818円ということで、営業外収益が5,700万円あるところから、経常利益につきましては1,180万1,690円となりました。

以上、簡単ではございますが、平成20年度工業用水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第81号、第82号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第81号、第82号議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案及び第82号議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第14 第83号議案

日程第14. 第83号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第83号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について補足説明を申し上げます。

この補正では、7月24日から26日までの豪雨被害に伴う災害復旧に対応するための所要の経費と早急に対応が必要となったものについてお願いしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ4億7,756万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ216億4,844万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(6)ページをごらんください。

2款. 総務費、2項. 企画費、2目. 地域振興費では、各町まちづくり協議会からの協働まちづくり交付金の申請額が当初予算額を上回るようになったため、増額補正をお願いするものです。

8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費では、共同利用地の災害復旧工事に係る補助金をお願いしております。これは、自然災害を受けた共同利用地のうち、公共災害復旧事業等の対象とならないものについて、みずからが災害復旧工事を実施する方に対し、200万円を限度に補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。

(7)ページをごらんください。

3項. 河川費、1目. 河川維持費では、平成21年7月24日から26日、梅雨前線豪雨被害により、東川登町郷ノ原地区で発生した急傾斜地の崩壊に伴う災害復旧工事に係る県営事業負担金をお願いしております。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費では、市営住宅のアスベスト調査の結果、浦田住宅の2棟の天井吹きつけ材からアスベストが確認されたため、アスベスト除去に要する経費と、入居者及び退去者のアスベスト健康診断に要する経費などをお願いしております。

(8)ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費では、平成21年7月、中国・九州北部豪雨災害による農地及び農業用施設などの災害復旧に要する経費をお願いしております。

(9)ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、2項. 土木施設災害復旧費では、補助災害復旧事業及び1カ所の工事費が60万円未満の単独災害復旧事業に係る道路及び河川の災害復旧に要する経費をお願いしております。

(10) ページでございます。

11款. 災害復旧費、3項. 文教施設災害復旧費では、武雄中学校及び山内中央公園弓道場ののり面の災害復旧に係る経費をお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担金730万7,000円、国庫支出金7,251万2,000円、県支出金2億6,154万9,000円、繰入金3,100万円、市債1億520万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

1点だけお尋ねします。

今、アスベストの問題が出てきましたけれども、今度出された予算以外の問題として、関連して、ほかのところについてはどういうふうな問題があるかです、アスベストについては、ほかのところも調査はしてあるわけですか。その点が1点。

もう1点は、基準が後になって厳しゅうなったり、先になって厳しゅうなったり、いろいろあるかもわかりませんが、問題としては、現状の中で、1点は、アスベスト被害、あるいは問題が発生するような箇所はほかにないのかどうかの問題が気になりますので、調査をした結果、そこだけが出てきたのかどうか、経過についてお話をしてほしいと思います。

もう1点は、今は転居をしてしまった人が、もしそういうアスベストの被害を受けておった場合はどうなるのか。そこらについてのことも検討はもう既に十分してあることだと思いますけれども、現状いらっしゃる方だけの問題じゃないと思うんですよ。その点については、どういうふうな調査をして予算を組まれたのか、その点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

住宅については松尾部長のほうから答弁させていただきます。

ほかの公共施設でございますけれども、年度は覚えていませんが、もう以前に調査をしまして、文化会館等々のアスベストが認められた部分については工事を終了しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

アスベストに関しましては、市内の市営住宅すべての該当建物に対して調査をしたというところでございます。

それからもう1つ、健康診断については、浦田住宅の12、13号棟に住んでおられた以前の方まですべてさかのぼって調査をして、健康診断をしてもらうという計画でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

やはり、以前住居に住んでおった方まで、いわゆる健康のための調査をしたということであれば、それは立派なものだと思いますし、適切に処理されたと理解します。

問題は、さっきちょっと発言がありましたように、武雄市全体を調査した上で、アスベストの問題はもうなくなっていると私も思っておりました。ところが、またこれが出てきたということは、基準値が変わったという説明があっただけでも、今後も基準値が変わる可能性はあるんですか。だんだん厳しゅうなって、ここまでしたら、またということになってきたわけですね。国に対してはどのようなふうな対応をとられているんですか、うちとしては。その点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

現時点で、今後どういう調査項目がふえてくるのか等々につきましては、わかりません。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

現時点では、そうだと思いますよ。私が申し上げているのは、もう朝令暮改じゃないですけども、だんだん基準がですよ、確かに健康を守るためにはいろんな基準が厳しくなるのは当然かもわかりませんが、その都度それぞれの地方自治体が振り回されているような感じがするわけですよ。そういうことについては、やはりきちとした形で一応基準を示してもらうようなことを、自治体としても、地方としても声を出すべきじゃないかという気がするものですから、あえてお尋ねをしたわけです。もういいです。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第15～第24 第84号議案～第93号議案

日程第15. 第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第24. 第

93号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまでの以上10議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。馬渡会計管理者

○馬渡会計管理者〔登壇〕

第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定から第93号議案までの各特別会計決算認定について補足説明を申し上げます。

お手元のほうに平成20年度の武雄市歳入歳出決算書の冊子を差し上げておりますので、ごらんいただきたいと思います。

前段の46ページまでが各会計の決算書、それから、47ページ以降が附属書類でございます。地方自治法及び同法施行令の規定に基づきまして、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を提出いたしております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊のほうに差し上げておりますので、御参照をお願いいたします。

それでは、それぞれの決算について、簡単にその概要を説明いたしますが、金額の詳細につきましては省略させていただきますので、決算書のほうで確認をお願いいたします。

まず、決算書の1ページ、2ページでございますが、一般会計、特別会計の総括表を掲載しておりまして、歳入歳出の差し引き額は9億4,610万8,531円となっております。

第84号議案 一般会計歳入歳出決算については、決算書の3ページから10ページでございます。

3ページから6ページで収入を、7ページから10ページで支出を掲載しておりまして、歳入歳出の差し引き残高が6億2,411万4,477円となっており、予算執行率は92.9%でございます。

なお、歳入に関して、市税及び使用料等の不納欠損額や、それから、収入未済額、繰越明許額がございますが、これらにつきましては、47ページ以降の附属書類、事項別明細書に詳細に掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第85号議案 国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算書の11ページから14ページでございます。

収入済額から支出済額を差し引きました残高が8,943万4,132円の不足を生じております。この不足分につきましては、平成21年度からの歳入繰り上げ充用をいたしているところでございます。

なお、国保税の不納欠損額、あるいは収入未済額がございますが、事項別明細書を307ページから334ページに掲載いたしておりまして、これらの概要につきましては、312ページに掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第86号議案 老人保健特別会計については、決算書の15ページから18ページ

でございます。

収入済額から支出済額を差し引いた残高がマイナス147万3,069円となっておりまして、この不足分につきましては、平成21年度からの歳入繰り上げ充用をいたしているところでございます。

事項別明細書は335ページから346ページに掲載いたしております。

続きまして、第87号議案 後期高齢者医療特別会計については、決算書の19ページから22ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は248万3,079円となっており、予算執行率は99.3%でございます。

なお、保険料の収入未済がございまして、事項別明細書を347ページから358ページに掲載いたしております。

続きまして、第88号議案 農業集落排水事業特別会計については、決算書の23ページから26ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は854万4,662円となっており、予算執行率は98.8%でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額につきましては、農排施設の使用料、あるいは農排施設加入分担金となっております。

事項別明細書を359ページから370ページに掲載いたしておりまして、これらの概要につきましては364ページに掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第89号議案 公共下水道事業特別会計については、決算書の27ページから30ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は68万728円となっており、予算執行率は90.3%でございます。

なお、収入未済額につきましては、施設使用料、受益者負担金、あるいは国庫補助金となっております。

また、工事費関係では3,520万2,000円の繰越額がございます。

事項別明細書は371ページから382ページに掲載をいたしております。

続きまして、第90号議案 土地区画整理事業特別会計については、決算書の31ページから34ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は285万4,713円となっており、予算執行率は77.7%でございます。

なお、収入未済額6,094万940円、繰越額が工事費等で8,942万円ございます。

383ページから394ページに事項別明細書を掲載しております。

続きまして、第91号議案 競輪事業特別会計については、決算書の35ページから38ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は3億9,470万7,162円となっており、予算執行率は94.6%でございます。

395ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

続きまして、第92号議案 給湯事業特別会計については、決算書の39ページから42ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は363万351円となっており、予算執行率は85.8%でございます。

413ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

続きまして、第93号議案 交通災害共済特別会計については、決算書の43ページから46ページでございます。

歳入歳出の差し引き残高は560円となっております。

次に、実質収支について申し上げます。

決算書の附属書類429ページ、430ページのほうに、会計ごとに掲載をいたしております。

歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額が20年度の実質収支額となっております。

それから、431ページ以降に財産に関する調書、基金運用状況報告書を掲載しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

なお、平成20年度の主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告につきましては、別紙のとおり、会計ごとに各種事業の概要を掲載いたしております。

また、最後のページに地方債の残高を掲載いたしております。

以上をもちまして、平成20年度の一般会計、特別会計の決算の概要の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

これより質疑を開始いたします。

質疑は区分して行います。

まず、第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第85号議案から第87号議案まで並びに第93号議案の以上4議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第88号議案から第92号議案までの以上5議案に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第84号議案から第87号議案まで並びに第93号議案の以上5議案については、14人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の

上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の5議案は一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番上田議員、3番山口裕子議員、5番大河内議員、8番上野議員、9番山口良広議員、12番末藤議員、13番前田議員、14番小柳議員、15番石橋議員、17番小池議員、21番吉原議員、22番平野議員、26番川原議員、27番高木議員、以上の14名を特別委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第88号から第92号議案までの以上5議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の5議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時26分
再	開	11時45分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長の互選の結果報告を受けましたので、御報告を申し上げます。

武雄市国土利用計画審査特別委員会委員長に27番高木議員、同副委員長に5番大河内議員、一般会計等決算審査特別委員会委員長に26番川原議員、副委員長に14番小柳議員、特別会計等決算審査特別委員会委員長に11番山崎議員、副委員長に7番古川議員、以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

日程第25 報告第8号

日程第25. 報告第8号 平成20年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第8号 平成20年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について補足説明を申し上げます。

議案書（その2）、1ページをごらんください。

これにつきましては、朝日小学校グラウンド整備事業に係る工事費について、平成19年度から平成20年度までの2カ年の継続費を設定しておりましたが、平成20年度をもって精算報告書のとおり事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

本件に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第26 報告第9号

日程第26. 報告第9号 平成20年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第9号 平成20年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書（その2）、3ページをごらんください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

4ページをごらんください。

第1項の平成20年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでございますが、一般会計と土地区画整理特別会計を合わせた普通会計においては実質赤字額がなかったため、実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーとしております。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準がその団体の財政規模により算定され、本市の場合は12.98%となっています。この早期健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はございませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、本市の場合15.4%で、早期健全化基準25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は75.9%で、早期健全化基準350%を下回っております。

第2項の平成20年度武雄市公営企業会計資金不足比率でございますが、資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額はございませんでした。この資金不足比率が20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計画に基づく運営の健全化を実施することになります。

これらの指標は、平成20年度決算からは公表とあわせて、基準に該当する団体は早期健全化計画、または財政再生計画、公営企業においては経営健全化計画の策定が義務づけられることになっております。

以上で報告第9号の補足説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

本件に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第27 請願第3号

日程第27. 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願についてを議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願の趣旨説明をいたします。

御案内のとおり、大変厳しい経済状況の中で、率直に言って地方自治体でも大変厳しい財政状況を強いられております。

そういう状況の中で、2009年度につきましても追加予算措置として雇用対策とか、地方交付税に地域雇用推進費用等を措置していただきましたが、今後の地方財政の充実をさらなる発展強化させるためにも、以下4項目につきまして請願をいたしたく、趣旨項目を出しておりますので、どうか請願項目の1項目、2項目、3項目、4項目をぜひ御理解いただきまして、御審議賜り、ぜひ御賛同賜りますように御提案申し上げます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

請願第3号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第28 請願第4号

日程第28. 請願第4号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願についてを議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

請願の趣旨を紹介議員として説明申し上げます。

「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願。請願者は、NO！プルサーマル佐賀ん会、共同代表の伊藤正樹外5名の方々でございます。内容につきましては、請願の要旨を述べております。5点でございます。

1. 「使用済みMOX燃料」の処理の方策がまだ立っていない。
2. 市町村レベルでの危機管理体制が整っていません。
3. 燃料の実績について安全面において不安があります。
4. 耐震安全基準は国の承認を受けていません。
5. 燃料の品質に関して十分な情報公開がなされていません。

この5点が請願の理由でございます。

お手元に意見書の案を添付させていただいております。古川県知事に対しまして、玄海原発3号機でのプルサーマル延期を求める意見書でございます。

議員の皆さんの御理解をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、請願の趣旨の説明にかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

請願第4号に対する質疑を開始いたします。

〔29番「議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

質疑に入る前に、取り扱いについてお伺いしたいんですけれども、議案の取り扱い方についてですが、いいですか。いいですか。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○29番（黒岩幸生君）（続）

実は、これは9月4日に提出されたものですね。御承知のとおり、9月1日から始まりまして、9月1日に議運の委員長から、件数が少ないから委員会は1日と言われたですね。もちろん、あのとき問題あるなと思ったんですよ。従来ずっと、審議が2日、委員会は2日

でやってきたんですね。今回に限って審議が1日、そして委員会が1日ですね。それは、件数を見て決められたと思うんですよ。普通、中身ですよ。だから、委員会は勉強もしなければいけない。必ず2日は要るんですよ。要る。そういう中に、委員会の中に、こういう重大なものが何で入ってくるのか不思議なんですよ。私は以前、請願を出しました。その請願は、議運の前まで受け付けるとなっていたから、それはおかしいと。受け付けるのは、受け付けなきゃならないですよと、受け付けるようになりましたよね。受け付けるのと審議するのは違うんですね。そうしなければ、議運にかけた意味も何もない。こういうことが入ってくればね。

MOXは大変な問題ですよ。私は勉強不足ですけどね。このMOX、後で言いますけれども、民主党に聞いてもまだわからんという状態が来ておるんですね。原口代議士も、大串代議士も。そんな重大なものを1日しかない委員会にかけることに対して、議長、どう思われたんですか。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行の発言についてでございますけど、先般の議会運営委員会の中でも、こういった御意見が出ました。今、29番言われたような御意見出ましたけれども、武雄市の議会運営の申し合わせ事項においては、議案審議前日までに提出した請願は、当該定例会において審議すると、受け付け、審議するというようになっておるので、これを拒否することはできないということで、皆さんに議会運営委員会の中で御協議をいただいて、御理解を得たところでございます。

なるほど、その重要性というもの、私たちも認識しております。会期は、もう当初に決定いたしております。18日までという会期は決定しておりますので、この間、どうしても審議できない場合には、また委員会のほうで何らかの対応をお願いしたいと。

〔29番「議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

だから、議長は、都合によっては延ばしてもいいような言い方をされますが、議会というのはそういうものじゃないですよ。必ずと言っていいぐらい、その議会に預けられたのは右、左せにゃいかんですよ。これが原則ですよ。時間がないから、次の議会でもいいという話になりませんからね。それは、どうしようもないときはありますよ。原則、その会期中に結論を出すというのが原則ですよ。そうしなければ、多数の力でどんどん延ばされたら大変ですからね、それはできないんですよ。だから、これは当然、今議会に結論が出にゃいかん。しかし、1日しかない、そのことを言っているんですよ。

だから、通常どおり、2日、2日ととって、それでもなおかつできないときは、それは継続もいろいろありますよ。ただ、手前で委員会を削っておって、そしてなおかつ、こうい

うのを入れてくればですね、私は委員会付託反対しますよ。能力上できないですからね。そんな能力、私は持ち合わせていませんから。そういうことになるから、委員会付託賛成ですか、反対ですかで、反対になるんですよ。

1日削っておらんならいいですよ。よっぽど初日言おうかなと思ったんですよ。何で委員会を減らすのかと。もし委員会を2日にして、どうしようもなく、その委員会を休むなら休んでもいいじゃないですか。我々の審議期間を削るのがおかしいんですよ。だから、こういう結果になるけど、責任持てないですが、いいですか。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの委員会の日程につきましても、これも議会運営委員会の中で出ました。16日の日を休会として、一応予備日として当てると。

〔29番「予備日は関係ない」〕

ということで、ですから、委員会は1日で、これも委員長に判断をいただいて、委員長会の中で委員会の日程も決定していただいております。そこら付近を御理解いただきたいと思えます。

〔29番「質疑やろうぜ、質疑を」〕

正午になりましたけれども、しばらく時間を延長させていただきたいと思えます。

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません。お待たせしました。

質疑ですけれども、まず、MOX燃料ですね、これは外国でも使われているわけですね。非常に右、左分かれるところにあるんです、MOX燃料についてはですね。

それで、実際、外国でどういう国が使っているのかですね。それと、その国の安全対策はどのように考えられているのかですよ、MOX燃料についてはですね。まず、どういう国が使用されているかと、その国の安全対策はどのように考え、どのように実施されているかですね。さらには、今のMOX燃料をどこが悪いということで反対されているか、この3つについてお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

黒岩議員がおっしゃるように、より専門的な問題だろうと思えます。紹介議員として紹介いたしました中身につきまして、補足説明として添付している資料がございます、5点にわたって。あるいは、取り組んでいただいております市民団体の請願団体の皆さんの資料もいただいておりますので、委員会の折、皆さんに配付して、十分な御審議をいただければと申し上げる次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

紹介者にお聞きをしたいんですけども、原子力発電そのものについての賛否というのがございますね。佐賀県においても、玄海原子力発電所のスタートの時点からいろんな議論もされてきております。

今回、私がここで聞きたいのは、この請願を求めてある方については、それまでの原子力発電についての賛否、可否は別にして、現行、既に1号機から4号機まで発電をされている。その中で、3号機のMOX燃料ということに限定されて、これを出されているのかどうかです。それ以前のことまで踏み込まれているのかどうか。その点について1点確認をしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

お答えします。

意見書案の添付資料に述べられておりますように、この意見書の、ちょっとした参考になるかと思いますが、意見書（案）の下から4行ですが、「せめて、国が使用済みMOX燃料の処理の方策を具体的に明らかにするまでは、MOX燃料の原発炉内への装荷を延期すべきです。私たちは、使用済みMOX燃料の処理の方策が、具体的に明らかになるまで、玄海原発3号機でのプルサーマルを延期することを、求めます。」

今、高木議員おっしゃったように、今現在、10月から実施しようとしてされている、この玄海原発3号機でのプルサーマルをいわゆる燃やして電力をつくるというこの行為を、先ほど5点申し上げましたけれども、その5点が、十分に問題点がクリアできるかということで、この請願の趣旨は、10月実施のMOX燃料の延期を強く求めている趣旨の請願でございます。御理解いただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そうならば、少し流れが変わるんですね。いいですか。

今、請願の趣旨がそういうことになれば、MOXはいいけど、MOXの処理ができないと、燃料処理ができないと、だから、それが決まるまで待ってくれという請願なんですか。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど黒岩議員の御指摘のように、この意見書を求める請願の趣旨につきまして5点申し述べました。第1点で「使用済みMOX燃料」の処理の方策がまだ立っていません」、こういう今先ほどの御指摘の点は、黒岩議員がおっしゃったように、この趣旨も、使用済みMOX燃料の処理の方策がまだ見通しが立っていないという中身の趣旨でございますので、御理解いただければと思いますが。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

〔20番「議事進行よかですか」〕

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）

ちょっと、黒岩議員が議事進行しんさったとに対してですよ、議長が言いよんさったと、ちょっとわからんところのいっちょだけあったけん、お尋ねしたかとばってん。16日ですね、これ予備日でしょう。予備日というとは、大体委員会が1日でできんときは、委員会ばするための予備日やろう。この予備日、何の予備日ですか。そこんたいがまずわからんたいね。

恐らく、委員会のための予備日と思うわけよね。例えば、このプルサーマルも大変な問題やけん、2日ぐらいかかるかもわからん。そんなら、国土利用何てろはどがんなっとかなと思て。大体16日予定しておるわけでしょう。予備日に予定のでくっとかなというのものもあるばってん。そがん場合は、今度は17日に国土利用何てろばすると。（発言する者あり）いやいや、そいけん、その辺はどがん考えとおですか。予備日て言いんさったばってんね、何の予備日じゃい、いっちょんわからんたいね。委員会の予備日でしょう。

○議長（杉原豊喜君）

名目には予備日とはうたってありません。休会としております。議運の中でも説明したとおり、その休会の日を一応、議案審議等ができなかったときには、そこを予備日として、その日にちを活用していただくということで議運の中でも申したつもりですけど。委員会の予備日と名目はうたっていないけれども、休会ということで、一応予備日として御理解をいただいていいと思います。

〔20番「議事進行よかですか」〕

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）

そいぎ、結局、今話ば聞きよったら、休会ですたいね。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○20番（松尾初秋君）（続）

そいぎ、もし委員会ばもう1日せんばいかんととですよ、国土利用とどっちを優先すると

ですか。

○議長（杉原豊喜君）

それは委員会です。18日まで会期が決まっておりますので、その間、審議が長引いた場合は、本会議の議案のほうが優先します。

○20番（松尾初秋君）（続）

委員会ば優先するとですね。はい。それだけ確認聞いておけばよか。

〔22番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

プルサーマルの請願が受け付けられたのは9月4日ですよ。その前に、31日の議会運営委員会で、委員会の日程をどうするのかと、予備日だとか休会とか、いろいろ意見ありましたけれども、私は常任委員会の日程に当てておくべきだと。そして、ほかの委員会が1日で済む場合もあるでしょう、付託案件の数によってはね。そのときは、まだプルサーマルの請願は決まっていますよ。今まで予備日だとか、そういうのは論議されたことはありませんでしたからね。国土利用計画の特別委員会がある。これはまだ議案でもない。特別委員会が確立した段階でもない。それは4日に言いましたけどね。

だから、そのこともちゃんと紹介してくださいよ。ちゃんと常任委員会を2日設けて、そして、委員会によっては付託案件の多い少ないがありますからね。それは委員会で独自に決めればいいわけでしょう。2日あるけれども、1日で終わったとかね。ということなんで、31日の議会運営委員会で、予備日と書くべきじゃないと。それなら、休会と書くかと。休会じゃないと。委員会の日程というのは、それぞれ委員会が決めることですからね。その意見も一応紹介してくれんとね。議会運営委員会では、ちゃんと2日間の常任委員会を確保してくれというのを要求していましたので、少数意見であったとしても、ちゃんと紹介してくださいよ。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

いや、ちょっと待ってください。

その件については、さっき言ったつもりですけど。議会運営委員会の中で、そういう意見が出て、こういうふうになりましたと。（発言する者あり）それは意見として出た分を、そこで採決して云々するじゃなくして、ただ、意見として出た分に対して、そういう議会運営に関して、私が同席しておりますので、私が答えたという状況です。平野議員が言われる分は、私は言ったつもりですけど。（発言する者あり）

本案は総務常任委員会に付託……

〔29番「議長、異議あり」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、るる話しましたように、議運というのは1つのルールであり、縛りなんですね。議運で1日と決めましたよね。これは大きな縛りですよ。だから、それを適当に延ばしたり、少なくしたらいいというような話じゃない。

なぜか。議会には絶えず賛成、反対があるからですよ。賛成、反対があるのを、どのように両方を均衡にさせるかというのが議運なんですね。だから、その議運で決めたことを守るのが第一ですよ。だから、2日間休会だからどうだこうだじゃありません。そういうものじゃない。1日でやると決めた。まずは、それは大原則ということ覚えなければ、議運の意味がないです。そういうことであれば、今から議運はやめられて結構。

だから、議運というのは、それだけ大きな重みを持つんです。だから、多数決じゃないんですよ。議運は必ず全会一致ですよ。いろんな意見がある、だれでも得俵大きいほうがいいですよ。反対するなら、反対のほうの得俵、賛成なら賛成の得俵ですね。しかし、それはできない。天神天命に誓って。そして、賛成反対をする。それを決めれば、それを守っていく。これが議員の精神じゃなかですか、責任じゃないですか。私は、そう思っております。

プルサーマルについては、どういう今の状態かということをもまず考えていただきたい。確かに、地方自治体でどうしようかという話もいいでしょう。しかし、プルサーマル問題というのは、海外では既に40年以上使われているんですね。これは御承知のごとくですよ。1963年、ベルギーが初めて使ったんですね。当然、皆さんわかっておられると思いますね。フランス、ドイツ、ベルギー、ヨーロッパを中心に40年以上された。そして、6,018体のMOX燃料がたかれています。だから、このMOX燃料をたいたのを、先ほど江原議員の話であれば、たいた、この後処理がとてもしないという話なんですね。それで300メートル以下の地下に埋めるか、いろんな話されていますよ、今。だから、そこで反対なのか、MOX燃料そのものに反対なのかという質問をさっきしたんですね。そしたら、処理が困るということやったね。それはそれでいいですね。日本でもいろんなところされていますからね、MOX燃料はですね。

それで、これは皆さん見られたとおり、9月11日の新聞ですよ。私が一般質問するときだったんですけども、民主党県連にですね、俗に言う今まで野党のほうですね。ここに与党の大河内さんがおられますけれども、プルサーマル反対と言われた人たちのグループなんですよ、ここは、1つのね。そういう中で聞かれたのに対して、民主党を中心とした新政権で徹底した情報公開と十分な議論を求めていると。ここですね。原口さんと大串さんに聞いたところが、情報公開を実現し、国民の理解を得つつ検討すべき課題だと。国会議員の先生方でも情報不足と言うとおとですよ。そういう状態に今現実来ている。これを我々ができるか。とてもできる問題じゃない。

そういう課題が来ているから、私は1日に大分注目したんですね。1日と決めてあったから。いつもどおり2日に決めてあったら、それは単純に継続もいいでしょう。民主党の結果を待ってもいいですよ。しかし、1日に縛ってありますから、その中に結果を出さなきゃいかん。もしそうでないということであれば、議運は必要ない。そういう意味から、付託には反対でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ただいま、いろいろ意見出ておりますけれども、議会運営委員会の中でも御協議をさせていただいたと。もしこれが委員会が1日の中で協議できない場合はどうするかということで、16日の休会、さっき予備日と出ておりますけど、この休会の日を委員会に充てていただいてということで議会運営委員会の中でも御理解をいただいておりますので、議員各位には御理解、御協力をお願いいたしたいと思います。

そういったことで、ぜひとも、委員会付託することが原則となっておりますので、委員会付託をさせていただきたいと思います。

〔29番「議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

何てことをおっしゃるんですか。議長は絶えず中立でなければならないんじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○29番（黒岩幸生君）（続）

あなたが言ったことだと言っても、あなたの言ったことに対して賛否が出ていますから、賛否とるべきじゃないですか。御異議ございませんかととっているわけでしょう。それに異議があったんだから、賛成の人を出させりゃいいじゃないですか。それをね、自分が言ったから守れということは越権ですよ。それこそ大変なことじゃないですか、今のは。取り消してくださいよ。自分が言ったから、おれは議長だから、おれの言うことを聞けという話じゃないでしょう。あなたが諮ったのに、私は肅々と、それはだめですよと反対しているんですから。大変な問題ですよ、今のは。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

ただいま申されるとおりでございます。議会の議決を経て付託するということになっております。

そしたら……。

〔27番「議長、議事進行」〕

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）

ただいま、委員会付託の可否について、議長発議の段階で委員会付託については問題があるということで今発言がっております。したがって、議長としては、進めるとすると発議について可否を問うわけでありましてけれども、ただ、そうすると、今までの議会の中で積み上げてきた、先ほど議運の話をしてございましたけれども、その分についても、今後の例としてこれが残ってくるわけでありまして、この際、ここで一たん休憩をしていただいて、議運なり含めて再度検討されて、したらどうかというふうに思いますけれども、いかがか、取り計らいをお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

再度申し上げますけど、請願の委員会付託につきましては、所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するのを原則とするということになっております。議案等に対して委員会付託は、委員会が拒否することはできないとなっているんじゃないかなと思いますけれども、また、常任委員会や特別委員会等をつくって設置する場合には、議会で一応議決を得るということになっておりますけれども、今回の件に関しては常任委員会のほうに付託をさせていただきたいと思います。

ここで1時30分まで休憩をいたします。

休	憩	12時20分
再	開	13時33分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

午前中の審議の中で、委員会付託の件に関して異議が出ております。この件につきまして、議会運営委員会で再度協議をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

休	憩	13時33分
再	開	16時51分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長させていただきます。

ここで、5時10分まで休憩をいたします。

休	憩	16時51分
再	開	18時23分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほどの件につきまして、議会運営委員会に協議をお願いしておりましたので、議会運営委員長の報告を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

黒岩議員の御指摘の件につきましては、議会運営委員会を開催し、協議を行ったところでございます。

日程の決定に当たって、重要案件を審議するには配慮が足りなかったことを、ここでおわびを申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

今後、私といたしましても御指摘を教訓とし、十分配慮してまいります。申しわけございませんでした。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 18時24分